

## 東京型スマート農業研究開発プラットフォーム設置・運営要綱

### (趣旨)

第1 都民生活に密着し、小規模・多品目生産等を特徴とする東京農業が維持・発展していく上で、「稼ぐ農業」の実現は重要な課題である。このため、東京農業の特徴を最大限に引き出し収益性の高い新たな農業経営が展開できるよう、I o TやA I等の先進技術を活用した“東京型スマート農業”の確立に向けた研究開発を推進する。推進に当たっては、民間企業や研究機関、生産者などの多様なセクターで構成する「東京型スマート農業研究開発プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という)を設置・運営する。

プラットフォームは、産学公の技術力を結集する組織体制を構築し、実証試験ならびに研究開発を推進することにより、東京農業におけるイノベーション創出をめざす。

### (主催者)

第2 プラットフォームは、公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センターが主催する。

### (事業内容)

第3 プラットフォームは次の事業を行う。

- (1) 東京型スマート農業に関する情報交換・会員間交流・講演会・勉強会等
- (2) 東京型スマート農業の実現に向けた研究開発グループのコーディネート
- (3) プラットフォームの活動に関する情報発信
- (4) その他、東京型スマート農業の推進のために必要な事業

### (会員資格)

第4 プラットフォームの会員は、第1の趣旨に賛同して入会した法人、団体または個人とする。

- 2 農業者・農業団体、及び中小企業については、原則として東京都に拠点があることを条件とする。

### (入退会)

第5 プラットフォームに入会しようとする者は、入会申込書を事務局あてに提出する。

- 2 退会しようとする者は、退会届を事務局あてに提出して任意に退会することができる。

### (会員の権利義務)

第6 プラットフォームの会員は、第3に定める事業に参加する権利を有する。

2 会員は以下の義務を負う。

- (1) 第3に定める事業への協力
- (2) 本要綱、その他プラットフォーム運営に係る諸規定、ルール等の遵守

#### (除名)

第7 会員が以下の各号に該当する行為を行ったときは、第9に定める企画運営会議の決定を持って、除名することができる。

- (1) 第6第2項の義務に違反したとき
- (2) プラットフォームの名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名に値する正当な理由があるとき

#### (会費)

第8 プラットフォームへの参加は無料とする。

#### (企画運営会議)

第9 プラットフォームの企画運営等について協議するため、別表の委員による企画運営会議を設置する。

- 2 企画運営会議は、東京都農林総合研究センター所長が招集し、過半数の出席を持って開催する。
- 3 企画運営会議は必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

#### (企画運営会議の協議事項)

第10 企画運営会議は、プラットフォームの企画運営に係る以下の事項について協議することができる。

- (1) 第3に定めるプラットフォーム事業の企画運営に関する事項
- (2) 東京型スマート農業の研究開発の方向に関する事項
- (3) 産学公連携の効果的・効率的な推進に関する事項
- (4) その他、プラットフォームの円滑な運営に関する事項

#### (プロデューサー)

第11 プラットフォームにはプロデューサーを置く。

- 2 プロデューサーは、プラットフォームを統括する。
- 3 プロデューサーは、東京都農林総合研究センタースマート農業推進室長の職にある者を充てる。

#### (コーディネーター)

第12 プラットフォームにはコーディネーターを置く。

- 2 コーディネーターは、東京型スマート農業の研究開発を推進するため、民間企業や研究機関が保有する技術シーズを基に、会員が参加する研究開発グループをコーディネートする。
- 3 コーディネーターは、東京都農林総合研究センタースマート農業推進室次長の職にある者を充てる。

#### **(研究開発グループ)**

第13 東京型スマート農業の研究開発を推進するため、プラットフォーム会員間で研究開発グループを形成することができる。研究開発グループには、原則として東京都農林総合研究センターが参加するものとする。

#### **(研究開発の推進)**

- 第14 研究開発に当たっては、公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センター共同研究実施要領（平成17年4月1日17農振財研第5号）に基づき、研究開発グループの構成員で共同研究契約を締結し、それぞれの役割分担のもとに推進する。
- 2 研究開発に係る経費分担については、研究開発グループの構成員で協議し、共同研究契約において定める。

#### **(事業年度)**

第15 プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### **(解散)**

第16 本プラットフォームはその目的を達成したときに解散する。

#### **(秘密保持義務)**

第17 会員は、プラットフォームの活動に際し取り扱う秘密情報に関し、当プラットフォームが定める「秘密保持誓約書」に同意し、これに従うこととする。

#### **(知的財産の取扱い)**

第18 研究開発グループで得られた知的財産の取扱いについては、グループ内で締結した共同研究契約に則り協議の上、決定する。

#### **(事務局)**

- 第19 プラットフォームの事務局を、公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センタースマート農業推進室に置く。
- 2 事務局は、プラットフォームの運営に係る、総務、庶務全般の業務を行う。

## 附則

(施行期日)

この要綱は、2020年8月6日より施行する。

【別表】

東京型スマート農業研究開発プラットフォーム 企画運営会議 委員

公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センター 副所長（座長）

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部長

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 経営企画部長

東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部長

東京都産業労働局農林水産部 農業振興課長

東京都農業振興事務所 振興課長